

鶴岡市公共下水道  
処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務

要求水準書

令和8年5月

鶴岡市下水道部下水道課

## 目 次

第1章 基本事項	1
（目的）	1
（法令等の遵守）	1
（業務実施期間等）	1
（業務対象施設）	1
（業務の内容）	2
（本市が別途発注する業務）	2
（統括責任者の選任）	3
（業務人員の配置）	3
（施設運転維持管理業務に係る勤務日及び勤務時間）	3
（施設運転維持管理業務に係る統括責任者及び副統括責任者の選任とその職務）	3
（施設運転維持管理業務に係る担当の配置）	3
（有資格者の配置）	3
（有資格者による作業）	4
（業務従事者の届出）	4
（事故等の報告）	4
（施設の管理保全）	4
（安全の確保）	4
（教育及び訓練）	5
（補償）	5
（リスク分担）	5
（前任受注者からの業務引継）	5
（後任受注者への業務引継）	5
第2章 放流水質等の要求水準	7
（流入水等の実績及び予定）	7
（流入基準）	7
（放流水質に関する基準）	7
（脱水汚泥含水率に関する基準）	7
（要求水準未達時の対応）	8
第3章 業務の内容と要求事項	12
（業務範囲及び内容）	12
（再委託）	14
（保守点検業務の要求事項）	15
（運転操作監視業務の要求事項）	16
（水質・汚泥試験業務の要求事項）（別紙9）	16
（事務業務の要求事項）（別紙10～12）	17

（その他業務の要求事項）（別紙13～14）	17
（修繕業務の要求事項）	17
（緊急対応業務の要求事項）（別紙15）	18
（災害対応業務の要求事項）（別紙16）	18
（ストックマネジメント計画策定業務の要求事項）（別紙17）	19
（セルフモニタリング業務の要求事項）	19
（消耗品等調達業務の要求事項）（別紙18～22）	20
（廃棄物管理業務の要求事項）（別紙23～26）	20
（施設管理業務の要求事項）（別紙27～40）	21
（環境整備業務の要求事項）（別紙41～46）	21
（汚泥資源化施設維持管理業務の要求事項）（別紙45）	21
（業務着手前の機能確認）	22
（業務実施期間中における機能確認）	22
（契約終了時の機能確認）	22
<b>第5章 業務書類</b>	<b>23</b>
（事業実施計画書及び業務実施計画書）	23
（業務報告書）	23
（業務報告書の管理）	24
<b>第6章 その他の事項</b>	<b>25</b>
（施設等の使用）	25
（物価の変動等に基づく業務委託費の変更）	25
（業務完了後の措置）	25
（受注者による効率化方策の提案）	26
（受注者による設備の設置又は改良の提案）	26
（公益確保の義務）	26
（業務従事者の服装等）	26
（疑義等）	26

## 用語の定義

用語	定義
本市	: 鶴岡市をいう。
本業務	: 鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務をいう。
処理場	: 下水道維持管理指針（実務編）- 2014年版 -（公益社団法人日本下水道協会）における処理場施設をいう。
ポンプ場	: 下水道維持管理指針（実務編）- 2014年版 -（公益社団法人日本下水道協会）におけるポンプ場施設（中継ポンプ場）をいう。
受注者	: 本市と本業務の契約を締結し、本業務を遂行する事業者をいう。
再委託	: 受注者が他の企業に本業務の一部を委託することをいう。
共同企業体	: 複数の企業により構成される共同企業体（JV）をいう。
構成員	: 共同企業体を構成する企業をいう。
代表企業	: 構成員のうち、当該共同企業体を代表する企業をいう。
協力企業	: 受注者より業務を再委託される企業をいう。
公共機関等	: 国、本市以外の地方公共団体、独立行政法人、公団、公社及び事業団をいう。

## 第1章 基本事項

### (目的)

第1条 本要求水準書は、本市公共下水道処理場・ポンプ場の維持管理に係る業務を一括して複数年にわたって包括的に委託することにより、受注者の有する技術力の発揮及び創意工夫を促し、処理場・ポンプ場の機能維持及び維持管理の効率化並びに市民サービス向上を図ることを目的とするものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

### (法令等の遵守)

第2条 受注者は、本業務の実施にあたり、別紙1に示す関係法令等を遵守するとともに、施設の機能を十分に達成できるよう誠実に本業務を履行しなければならない。

### (業務実施期間等)

第3条 本業務の業務実施期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。

2 契約締結日から令和9年3月31日までを、業務を行うための引継を受ける準備期間（以下「業務準備期間」という。）とする。

3 本業務のうちストックマネジメント計画策定業務の業務実施期間は以下のとおりとする。

(1) 令和11年度の交付金交付決定日から令和12年3月15日まで

(2) 令和16年度の交付金交付決定日から令和17年3月15日まで

### (業務対象施設)

第4条 本業務の対象施設は表-1～3に示すとおりとし、詳細は別紙2に示すとおりとする。

表-1 本業務の対象施設（処理場）

施設名称	処理方式	処理能力		供用開始
		事業計画	現有能力	
鶴岡浄化センター	標準活性汚泥法	38,800 m <sup>3</sup> /日	38,800 m <sup>3</sup> /日	昭和55年5月
湯野浜浄化センター	オキシゲーションイッチ法	3,100 m <sup>3</sup> /日	3,100 m <sup>3</sup> /日	平成4年10月
小堅浄化センター	プレハブ式オキシゲーションイッチ法	210 m <sup>3</sup> /日	210 m <sup>3</sup> /日	令和2年4月
羽黒浄化センター	標準活性汚泥法	1,800 m <sup>3</sup> /日	2,200 m <sup>3</sup> /日	昭和60年6月
櫛引浄化センター	オキシゲーションイッチ法	2,300 m <sup>3</sup> /日	2,300 m <sup>3</sup> /日	平成7年11月
あさひ浄化センター	オキシゲーションイッチ法	910 m <sup>3</sup> /日	1,760 m <sup>3</sup> /日	平成12年7月
温海浄化センター	オキシゲーションイッチ法	1,900 m <sup>3</sup> /日	3,450 m <sup>3</sup> /日	平成元年4月
鼠ヶ関浄化センター	オキシゲーションイッチ法	1,100 m <sup>3</sup> /日	1,100 m <sup>3</sup> /日	平成11年4月

表-2 本業務の対象施設（ポンプ場）

施設名称	揚水能力		供用開始
	事業計画	現有能力	
切添中継ポンプ場	16.0 m <sup>3</sup> /分	18.0 m <sup>3</sup> /分	昭和 55 年 5 月
新形中継ポンプ場	20.0 m <sup>3</sup> /分	20.0 m <sup>3</sup> /分	平成元年 3 月
大山中継ポンプ場	5.4 m <sup>3</sup> /分	5.4 m <sup>3</sup> /分	平成 27 年 12 月

表-3 本業務の対象施設（汚泥資源化施設）

施設名称	供用開始
仮称 汚泥資源化施設	令和 9 年 4 月（予定）

（業務の内容）

第5条 本業務の内容は、以下に示すとおりとし、詳細は第3章のとおりとする。

- （1）施設運転維持管理業務
  - ア 保守点検業務
  - イ 運転操作監視業務
  - ウ 水質・汚泥試験業務
  - エ 事務業務
  - オ その他業務
- （2）修繕業務
- （3）緊急対応業務
- （4）災害対応業務
- （5）ストックマネジメント計画策定業務
- （6）セルフモニタリング業務
- （7）消耗品等調達業務
- （8）廃棄物管理業務
- （9）施設管理業務
- （10）環境整備業務
- （11）汚泥資源化施設維持管理業務

（本市が別途発注する業務）

第6条 本業務に関連して本市が別途発注する業務は、次のとおりとする。

- （1）電気の調達
- （2）産業廃棄物収集運搬業務（脱水汚泥）
- （3）産業廃棄物処理処分業務（脱水汚泥、沈砂）
- （4）修繕（受注者が行う第30条に定める簡易修理及び第35条に定める修繕を除く。）
- （5）その他、本市が必要と認める業務

(統括責任者の選任)

第7条 受注者は、共同企業体の代表企業から統括責任者を1名選任し、配置すること。

2 本市は、本業務に係るすべての行為を統括責任者に対して行うものとし、本市が統括責任者に対して行った本業務に係るすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。

3 受注者は、本市に対して行う本業務に係るすべての行為について統括責任者を通じて行わなければならない。

(業務人員の配置)

第8条 受注者は、本業務を円滑に遂行するために、合理的かつ適正な人員を配置しなければならない。

(施設運転維持管理業務に係る勤務日及び勤務時間)

第9条 施設運転維持管理業務に係る勤務日は、日曜日及び元日を除く日とする。

2 施設運転維持管理業務に係る勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(元日を除く)、12月29日～31日及び1月2日～3日の勤務時間は、午前8時30分から正午までとする。

3 週休二日制をとれる体制にすること。

(施設運転維持管理業務に係る総括責任者及び副総括責任者の選任とその職務)

第10条 受注者は、下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定(処理施設)合格者で実務経験10年以上の者の中から総括責任者を1名及び副総括責任者を1名以上選任し、配置すること。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場の責任者として、従業員に対する指導、監督及び業務の指示に関すること。

(2) 施設の効率的かつ経済的な運転に関すること。

(3) 現場研修の実施等、技能の向上に関すること。

(4) 労働安全衛生に関すること。

(5) 緊急時における、各施設及び設備の対応に関すること。

3 副総括責任者は、総括責任者が不在又は欠けたときにその職務を行うものとする。

(施設運転維持管理業務に係る担当の配置)

第11条 施設運転維持管理業務の履行にあたり必要となる担当を、次のとおり配置すること。

(1) 処理場担当 (2) 水処理設備担当 (3) 計装設備担当 (4) ポンプ場担当

(5) 分析・運転管理担当 (6) 受配電設備担当 (7) 汚泥処理設備担当

(8) 汚泥資源化施設担当 (9) 消防設備担当 (10) 設備台帳システム担当

(11) 試験室管理担当

ただし、各担当の兼務を可とする。

(有資格者の配置)

第12条 受注者は、業務の履行にあたり必要となる有資格者を、別紙3に示すとおり、業務従事者の

中に配置すること。

(有資格者による作業)

第13条 法的規制を受ける業務については、有資格者において作業を行わせること。

(業務従事者の届出)

第14条 受注者は、業務従事者の配置にあたり、氏名及び経歴を記載した書類、健康保険証の写し、指定された有資格者にあつてはその資格、免許証の写しを添えて届出すること。

2 前項の業務従事者の変更にあつては、速やかに届出をすること。

3 本市は、受注者の業務従事者が業務履行上著しく不適格であると判断した場合、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。受注者は、その場合において、速やかに業務に支障がないよう必要な措置をとらなければならない。

(事故等の報告)

第15条 受注者は、業務履行中に事故等が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置等を、口頭及び書面にて逐次本市に報告しなければならない。

(施設の管理保全)

第16条 受注者は、盗難・火災等を防止するため、常に注意を払い、施設の管理保全に努めること。

2 鶴岡浄化センターに火元取扱責任者を置き、火気の適正な取り扱いを行うこと。また消防計画により、本市とともに自衛消防隊を編成のうえ、鶴岡浄化センターにおいて定期的に訓練を行うものとする。

(安全の確保)

第17条 受注者は、業務の履行にあたり、労働安全衛生法、同施行令、同規則及びその他関係法令を遵守し、その安全に関する事項を定めるとともに、労働安全衛生管理を徹底して行い、事故の防止に努めなければならない。また、業務従事者に労働安全衛生の教育を施し、労働災害発生の防止に努めなければならない。

2 受注者は、業務の履行にあたり、電気、薬品類、酸素欠乏、硫化水素及び可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、その適切な作業方法の選択及び業務従事者の配置割当を行い、危険防止に努めなければならない。

3 受注者は、安全対策に必要な安全管理器具を自らの負担で用意しなければならない。

4 受注者は、本市が別に発注した工事及び点検等と作業場所が隣接又は交錯する場合、常に相互協調して安全管理に支障をきたさない様に努めなければならない。

5 受注者は、業務の履行にあたり、安全上の障害が生じた場合、直ちに必要な処置を講じるとともに、速やかに本市へ報告し、その措置について協議することができる。

(教育及び訓練)

第18条 受注者は、業務従事者に対して必要な知識及び技能に関する教育を施し、技能等の向上を図らなければならない。

2 受注者は、業務従事者に対して緊急事態及び事故時等の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。

(補償)

第19条 契約期間内において受注者が責を負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行保証に要する費用を含む）に対する補償については受注者が行うものとする。

2 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負うものとする。受注者の責に帰すべき事由により本市が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、本市は受注者に対して求償権を行使することができるものとする。

(リスク分担)

第20条 本市及び受注者のリスク分担は、別紙4のとおりとする。

(前任受注者からの業務引継)

第21条 受注者は、業務準備期間中に自らの責任において、本市及び前任受注者からの業務の引継ぎを受けること。

2 受注者は、引継ぎにおいて必要となる資料及びデータを前任受注者より受けとること。

3 業務引継ぎに要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、前任受注者に対して、業務事項等の説明及び技術指導を要請することができる。

5 設備警報等の通報先の変更は受注者の責任において行うものとし、発生した費用についても受注者の負担とする。

6 受注者は、業務引継ぎ完了後に業務引継ぎ確認書を本市に提出しなければならない。

(後任受注者への業務引継)

第22条 受注者は、次期鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務の契約締結日から令和19年3月15日までの期間において、本業務に係る技術指導を含むすべての事項について、本市及び後任受注者に業務引継ぎを行わなければならない。

2 受注者は、業務の引継ぎに必要な資料及びデータを令和19年1月31日までに本市に引き渡すこと。なお、業務の引継ぎに必要な資料及びデータを本市に提出し、承認を得てから引継ぎを行うこと。

3 受注者は、令和19年1月31日までに業務引継ぎ書を作成しなければならない。業務引継ぎ書は、業務対象施設固有の運転管理手法や保守点検上の留意点等を、後任受注者が把握可能なように、以下の項目の内容を記載するものとする。

(1) 施設及び設備の機能状況及び留意すべき特性等

(2) 各機器の振動及び異音の状態

(3) 常時及び非常時の計装設備調整並びに設定状況

(4) 対象設備特有の運転操作方法、運転上特別な操作及び運用方法

(5) 緊急事態発生時における対応方法

(6) その他留意事項

- 4 受注者は、前項が記載された業務引継書をもって後任受注者の業務の履行に支障をきたさぬよう引継ぐとともに、技術指導を行うものとする。なお、契約終了後においても、その内容について後任受注者から説明等の申し出があった場合、受注者は誠意をもって対応しなければならない。
- 5 業務引継は、受注者、本市及び後任受注者で行い、後任受注者は業務引継完了後、令和19年3月31日までに業務引継確認書を本市に提出しなければならない。

## 第2章 放流水質等の要求水準

(流入水等の実績及び予定)

第23条 流入水等の実績及び予定は別紙5及び別紙6に示すとおりである。

(流入基準)

第24条 本市は、流入水の水量及び水質が、別紙7の流入基準を満たすよう、下水道管理者として努めるものとする。

(放流水質に関する基準)

第25条 すべての処理場における放流水質に関する要求水準は表-4のとおりとし、水処理を良好な状態に保つよう運転すること。

- 2 法定基準は、関係法令で規制を受ける排水基準である。別紙9に示す水質試験（以下「水質試験」という。）の各回測定において達成すべき最低限の基準値とする。
- 3 契約基準は、法定基準超過を生じさせないために、本市が定める安全率を考慮した法定基準よりも厳しい契約上の基準値であり、水質試験の各回測定において達成すべき基準値とする。
- 4 放流水質の測定については、その計測において本市が立会いを求めることができる。

表-4 放流水質に関する要求水準

項目	単位	法定基準	契約基準
BOD	mg/L	15以下	12以下
SS	mg/L	40以下	20以下
大腸菌数	CFU/mL	800以下	800以下
その他の関連法令等に規定する項目		関連法令等に規定する基準	—

※「CFU」：コロニー形成単位 (Colony forming unit)

(脱水汚泥含水率に関する基準)

第26条 脱水汚泥含水率に関する要求水準は表-5のとおりとし、汚泥処理を良好な状態に保つよう運転すること。

- 2 契約基準（各回測定値）は、本市が定める契約上の基準であり、別紙9に示す脱水試験の各回測定において達成すべき基準値とする。
- 3 契約基準（年平均値）は、本市が定める契約上の基準であり、脱水試験の各回測定値の年間平均において達成すべき基準値とする。

表-5 脱水汚泥含水率に関する要求水準

項目	単位	契約基準	
		各回測定値	年平均値
鶴岡浄化センター	%	82 以下	80 以下
あさひ浄化センター 温海浄化センター 鼠ヶ関浄化センター	%	85 以下	84 以下

※1 「脱水汚泥含水率」は以下のとおりとする。

- (1) 各回測定値は、小数点第2位を四捨五入した値とする。
- (2) 日平均値は、1日の各回測定値の平均値とし、小数点第2位を四捨五入した値とする。
- (3) 月平均値は、当該月の日平均値を平均した値とし、小数点第2位を四捨五入した値とする。
- (4) 年平均値は、当該年の月平均値を平均した値とし、小数点第2位を四捨五入した値とする。

※2 脱水汚泥含水率の測定については以下のとおりとする。

- (1) 鶴岡浄化センターについては、当日測定した含水率の各回測定値並びに、夜間等に脱水した未測定値を翌日ホッパで測定された測定値とする。
- (2) あさひ・鼠ヶ関浄化センターについては、開始時と終了時のホッパに入る前の測定値とする。
- (3) 温海浄化センターについては、巡回時の測定値とする。

(要求水準未達時の対応)

第27条 受注者は、放流水質が第25条に示す要求水準を満たしていないこと（以下「放流水質の要求水準未達」という。）が判明した場合及び放流水質の要求水準未達のおそれが生じた場合、以下のような手続きをとる。

第1段階：未達の確認、報告

- ・ 受注者は、水質試験により放流水質の要求水準未達を確認した場合、直ちに本市に報告する。
- ・ 受注者は、放流水質法定基準が達成されなかった場合、応急処置をとる。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 流入水が別紙7に示す流入基準を満たしているにもかかわらず、放流水質の要求水準未達を確認した場合、受注者は、原則として主体的に原因究明を行い、放流水質の要求水準を満たすための改善措置を行う。
- ・ 放流水質の要求水準未達を確認した場合、本市は、受注者に対して改善計画書の提出を命じる。
- ・ 受注者は、本市より改善計画書の提出を命じられてから24時間以内に、改善期間及び改善方法等を記載した改善計画書を作成し本市に提出すること。
- ・ 流入水が別紙7に示す流入基準を満たしていないことが確認された場合においても、受注者は、放流水質の要求水準を満たすことができるよう努めるものとし、本市から指示がある場合はそれに従うものとする。

- ・原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。ただし、本市と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質の要求水準を満たすことができない場合、受注者は上記に係る費用を本市に請求することができる。
- ・受注者は、自らの負担で水質試験等により改善措置の効果を確認し、放流水質の要求水準を満たせるようになるまで、改善状況を本市に報告する。

### 第3段階：業務委託費の減額

- ・流入水が原因である場合及び本市と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質の要求水準を満たすことができない場合を除き、下記のとおり業務委託費を減額する。
  - ① 契約基準に対する未達がある場合は、業務委託費を基準超過1日につき当該月額業務委託費のうち固定費の1,000分の20を減額する。
  - ② 法定基準に対する未達がある場合は、業務委託費を基準超過1日につき当該月額業務委託費のうち固定費の1,000分の30を減額する。

### 第4段階：契約解除、違約金

- ・流入水が原因である場合及び本市と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質の要求水準を満たすことができない場合を除き、放流水質の要求水準を満たしていない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合、本市は契約を解除することができる。この場合、受注者は違約金を支払う。

2 受注者は、脱水汚泥含水率が第26条に示す要求水準を満たしていないこと（以下「脱水汚泥含水率の要求水準未達」という。）が判明した場合及び脱水汚泥含水率の要求水準未達のおそれが生じた場合、以下のような手続きをとる。

#### 第1段階：未達の確認、報告

- ・受注者は、脱水試験により脱水汚泥含水率の要求水準未達を確認した場合、直ちに本市に報告する。

#### 第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・脱水汚泥含水率の要求水準未達を確認した場合、受注者は、原則として主体的に原因究明を行い、脱水汚泥含水率の要求水準を満たすための改善措置を行う。
- ・脱水汚泥含水率の要求水準未達を確認した場合、本市は、受注者に対して改善計画書の提出を命じる。
- ・受注者は、本市より改善計画書の提出を命じられてから24時間以内に、改善期間及び改善方法等を記載した改善計画書を作成し本市に提出すること。
- ・原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。ただし、本市と受注者の双方に責を帰すことができない事由により脱水汚泥含水率の要求水準を満たすことができない場合、受注者は上記に係る費用を本市に請求することができる。

- ・ 受注者は、自らの負担で行う試験により、改善措置の効果を確認し、脱水汚泥含水率の要求水準を満たせるようになるまで、改善状況を本市に報告する。

### 第3段階：業務委託費の減額

- ・ 本市と受注者の双方に責を帰すことができない事由により契約基準を満たすことができない場合を除き、下記のとおり業務委託費を減額する。

- ①契約基準（年間平均値）に対する未達がある場合は、超過分に係る運搬・処分費用として、次式により算出される額を減額する。

$$\begin{aligned}
 P_a &= S_a \times C_a - S_a \times \frac{1 - \frac{W_1}{100}}{1 - \frac{W_a}{100}} \times C_a \\
 &= S_a \times \frac{W_1 - W_a}{100 - W_a} \times C_a
 \end{aligned}$$

- $P_a$  : 契約基準（年間平均値）に対する未達に係る業務委託費の減額（円）  
 $W_1$  : 当該年度の脱水汚泥含水率（年間平均値）（%）  
 $W_a$  : 脱水汚泥含水率の契約基準（年間平均値）（%）  
 $S_a$  : 当該処理場から当該年度に発生した脱水汚泥量（t-wet/年）  
 $C_a$  : 当該処理場から当該年度に発生した脱水汚泥の運搬及び処分単価（円/t-wet）

- ②契約基準（各回測定値）に対する未達がある場合は、汚泥搬出先の変更が必要となることから、別の搬出先へ搬出することによる運搬・処分費の増加費用として、次式により算出される額を減額する。

$$\begin{aligned}
 P_b &= S_b \times C_b - S_b \times \frac{1 - \frac{W_2}{100}}{1 - \frac{W_b}{100}} \times C_a \\
 &= S_b \times \left( C_b - \frac{100 - W_2}{100 - W_b} \times C_a \right)
 \end{aligned}$$

- $P_b$  : 契約基準（各回測定値）に対する未達に係る業務委託費の減額（円）  
 $S_b$  : 搬出先の変更が必要となった脱水汚泥量（t-wet）  
 $W_2$  : 別の搬出先へ搬出する際の脱水汚泥含水率（%）  
 $W_b$  : 脱水汚泥含水率の契約基準（各回測定値）（%）  
 $C_a$  : 搬出先変更前の脱水汚泥の運搬及び処分単価（円/t-wet）  
 $C_b$  : 変更した搬出先における脱水汚泥の運搬及び処分単価（円/t-wet）

#### 第4段階：契約解除、違約金

- ・本市と受注者の双方に責を帰すことができない事由により脱水汚泥含水率の要求水準を満たすことができない場合を除き、脱水汚泥含水率の要求水準を満たしていない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合、本市は契約を解除することができる。この場合、受注者は違約金を支払う。

#### 3 本市と受注者の双方に責を帰すことができない事由は、以下を想定する。

- (1) 流入水質が流入基準を満たしていないことを確認した場合
- (2) 流入水量が流入基準を上回った場合
- (3) 施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質等が流入した場合
- (4) 本市が実施した工事、実験等により処理能力が低下した場合
- (5) 大規模停電等、電力供給の中止又は制限が長時間発生したことにより処理能力が低下した場合
- (6) その他、受注者の責めに帰すことができない外的要因による場合

### 第3章 業務の内容と要求事項

(業務範囲及び内容)

第28条 本業務の範囲及び主な内容は以下のとおりとする。

#### (1) 施設運転維持管理業務

##### ア 保守点検業務

- ・ 機器及び設備の日常点検、定期点検、臨時点検
- ・ 機器及び設備の簡易修理（別紙8）
- ・ 機器周辺及び設備周辺の整理、清掃

##### イ 運転操作監視業務

- ・ 対象施設の監視、操作、記録等
- ・ 機器及び設備の制御、設定、調整等
- ・ 管理日報の作成及び計器類の指示値の記録等
- ・ 運転操作等に係る設備周辺の整理、清掃

##### ウ 水質・汚泥試験業務（別紙9）

- ・ 定期的な水質及び汚泥性状の分析
- ・ 異常時の水質及び汚泥性状の分析
- ・ 各種分析結果の運転操作への反映
- ・ 各種分析に係るサンプリング
- ・ 各種分析に係るデータの整理、解析、報告
- ・ 各種分析に係る計測機器の校正、調整
- ・ 各種分析に係る薬品及び器具類の保管、管理
- ・ 各種分析に係る廃液の保管、管理、処分
- ・ 本市の指導に基づく水質分析等の実施

##### エ 事務業務

- ・ 本市との業務打合せ、報告
- ・ 提出書類の作成（別紙10）
- ・ 日誌、日報、月報及び年報の整理、運転記録の整理、文書等の作成及び整理（別紙10～11）
- ・ 完成図書及び設備台帳等の保管、整理（別紙12）

##### オ その他業務

- ・ 建物（事務室、廊下等）の清掃
- ・ 土木建築付帯設備の異常報告
- ・ 場内整備に係る備品及び材料等の整理、整頓（別紙13）
- ・ 場内の軽易な除雪作業
- ・ 消耗品及び備品等の保管、管理
- ・ 各種協議、会議及び工事等への出席、立会い
- ・ 産業廃棄物の場外搬出に係る補助
- ・ 施設見学及び施設説明等への対応（別紙14）

(2) 修繕業務

- ・ 修繕計画の検討
- ・ 修繕の設計積算、発注、実施、現場監理
- ・ 修繕記録の整理、報告

(3) 緊急対応業務（別紙15）

- ・ 緊急時における対応体制の確保
- ・ 緊急時における臨時の点検、修繕、運転操作等
- ・ 緊急対応に係る結果の記録、整理、報告
- ・ 緊急対応に係る訓練の実施、記録、報告

(4) 災害対応業務（別紙16）

- ・ 災害時における対応体制の確保
- ・ 災害時における臨時の点検、修繕、運転操作等
- ・ 災害対応に係る結果の記録、整理、報告
- ・ 災害対応に係る訓練の実施、記録、報告

(5) スtockマネジメント計画策定業務（別紙17）

- ・ 現行Stockマネジメント計画の見直し
- ・ 現行Stockマネジメント計画に位置付けられた調査計画に基づく調査の実施
- ・ Stockマネジメント計画の申請補助
- ・ Stockマネジメントに関わる施設及び維持管理情報の蓄積並びに管理

(6) セルフモニタリング業務

- ・ セルフモニタリングの実施
- ・ セルフモニタリング結果の記録、整理及び報告
- ・ モニタリングに関する会議への出席

(7) 消耗品等調達業務（別紙18～22）

- ・ 消耗品調達業務
- ・ 薬品調達業務
- ・ 上水道調達業務
- ・ 通信回線調達業務
- ・ 都市ガス調達業務

(8) 廃棄物管理業務（別紙23～26）

- ・ 沈砂ピット等清掃運搬業務
- ・ し渣清掃運搬処分業務
- ・ 濃縮汚泥運搬業務
- ・ 脱水汚泥運搬業務
- ・ 廃棄物運搬処分管理業務

(9) 施設管理業務（別紙27～38）

- ・ 消化ガス成分分析業務
- ・ 地下タンク清掃及び気密漏えい試験業務

- ・ 市水受水槽・高架水槽点検清掃業務
- ・ 電動ホイスト定格荷重試験業務
- ・ 脱硫塔整備業務
- ・ ガスヒートポンプエアコン整備業務
- ・ 計器試験用測定器校正業務
- ・ 自家用電気工作物保安管理業務
- ・ 引込柱上機器清掃・点検業務
- ・ 吐口管理業務
- ・ 消防設備保守点検業務
- ・ 施設警備業務
- ・ 作業環境測定業務

(10) 環境整備業務 (別紙39～44)

- ・ ワックス掛け等清掃業務
- ・ 飛砂処理業務
- ・ 植栽管理業務
- ・ 鑑賞池管理業務
- ・ 花壇管理業務
- ・ 雪囲い設置・撤去業務

(11) 汚泥資源化施設維持管理業務 (別紙45)

(再委託)

第29条 受注者が第三者に再委託してはならない業務は以下のとおりとする。

(1) 施設運転維持管理業務

- ・ 保守点検業務
- ・ 運転操作監視業務

(2) 緊急対応業務

- ・ 初期対応に係る業務

(3) 災害対応業務

- ・ 広域災害及び大規模災害を除く初期対応に係る業務

(4) スtockマネジメント計画策定業務

- ・ 現行Stockマネジメント計画の見直し
- ・ Stockマネジメント計画の申請補助
- ・ Stockマネジメントに関する維持管理方法の蓄積及び管理

(5) セルフモニタリング業務

(6) 消耗品等調達業務

(7) 廃棄物管理業務

2 前項に掲げるものについて協力企業に再委託する場合は、協力企業を明確にすることとし、契約時に本市に協力企業の承諾書を提出すること。

- 3 第1項に掲げるもの以外について協力企業以外の企業に再委託する場合は、事前に本市の承認を得ること。

(保守点検業務の要求事項)

第30条 受注者は、保守点検に必要な関係法令、完成図書、取扱説明書、その他関係書類等を熟知し、その定めるところにより業務を行うこと。

- 2 受注者は、機器及び設備の構造、動作特性、性能、機能、重要性並びに目的等を熟知し、受注者自らの知識及び経験等、本市の提供する点検基準を参考に、事業実施計画書の保守点検業務実施計画（日常点検簿、定期点検簿を含む。）を作成すること。
- 3 受注者は、事故等を未然に防止するとともに、機器及び設備の耐用年数を全うするため、日常、定期的及び臨時の点検、整備及び別紙8に示す簡易修理（以下「保守点検」という。）、整理、整頓及び清掃を行うこと。

(1) 日常点検（巡回点検を含む）

機器及び設備の運転状況等確認し、異常の有無及びその徴候の発見を主目的とする。主に計器による点検、外観目視等の五感により行うものとし、特に異音、振動、臭気、過熱の有無及び計器の指示等に注意すること。

(2) 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状態の把握を主目的とする。

(3) 臨時点検

故障等により機器及び設備の異常を発見した場合には、速やかに本市へ報告し、異常の状況確認のため、臨時点検を実施すること。また、臨時点検の結果及び措置の内容を本市に口頭及び書面にて報告すること。

(4) 簡易修理（別紙8）

機器及び設備が常に正常に作動するよう、必要に応じて調整、給油脂、消耗品等の交換及び補充、軽微な塗装並びに清掃（機器、設備、配管、池及び槽等の清掃を含む）等の修理を行うこと。受注者は、簡易修理に使用する消耗品等について、機器及び設備の性能が低下しないよう、原則として完成図書等によるものを使用すること。

(5) 整理、整頓及び清掃

機器及び設備が常に正常に作動するよう、機器周辺及び設備周辺の整理、整頓を心がけ、定期的に清掃を実施すること。

- 4 受注者は、保守点検の結果を、業務報告書により本市に報告すること。
- 5 受注者は、機器調査、取扱説明書及び施設の図面等により、業務の履行に必要な設備及び機器の台帳を常に最新の状態で管理すること。
- 6 受注者は、有資格者を必要とする点検において、有資格者を配置して適切に行うこと。
- 7 受注者は、保守点検を行うにあたり、十分に安全対策を施し、状況によっては複数人で行うこと。
- 8 受注者は、保守点検により異常を発見した場合は、速やかに本市に報告し、対応を協議すること。
- 9 受注者は、実施における的確性が説明できるデータを記録、整理及び管理すること。

(運転操作監視業務の要求事項)

- 第31条 受注者は、運転操作監視に必要な関係法令、その他関係書類等を熟知し、その定めるところにより業務を行うこと。
- 2 受注者は、機器及び設備の構造、動作特性、性能、機能、重要性並びに目的等を熟知し、受注者自らの知識及び経験等により運転操作要領及び運転操作監視業務計画を作成し、本市の承諾を得たうえで業務を行うこと。なお、運転操作要領及び運転操作監視業務計画については、運転管理状況に応じて、見直しを行うこと。
  - 3 受注者は、機器及び設備の使用目的及び機能等を十分理解し、日常の業務に従事するとともに、適正な運転操作を行うこと。また、緊急事態及び事故発生時等において迅速かつ適切な措置をとること。
  - 4 受注者は、機器及び設備の運転操作にあたって、その機能が十分に発揮でき、かつ、過度な劣化が生じないよう適正に操作を行うこと。
  - 5 受注者は、機器及び設備が正常に動作するよう、機器及び設備の設定及び調整を行うこと。
  - 6 受注者は、省エネルギーに努めた運転操作を行うこと。また、契約電力を超過しないよう運転操作に配慮すること。
  - 7 受注者は、鶴岡浄化センター消化ガス発電事業に協力し、消化ガス発生量の増加に努めた運転操作を行うこと。
  - 8 受注者は、運転操作監視方法について大幅な変更を必要とする場合は、事前に本市と協議し、承諾を得ること。
  - 9 受注者は、適正な運転を確保し、機器及び設備の異常を早期に発見するため、対象施設の運転状況を監視、記録及び報告すること。なお、報告後にデータを修正する必要がある場合は、本市の承諾を得た後に修正すること。
  - 10 受注者は、実施における的確性が説明できるデータを記録、整理及び管理すること。
  - 11 受注者は、運転操作等に係る設備周辺の整理、整頓を心がけ、定期的に清掃を実施すること。

(水質・汚泥試験業務の要求事項)(別紙9)

- 第32条 受注者は、水質・汚泥分析業務の履行に必要とする関係法令、関係省庁からの通達、試験方法(下水道試験方法—平成24(2012)年度版—、JIS K 0102:2019等)及びその他関係書類等を熟知し、その定めるところにより業務を行うこと。
- 2 受注者は、別紙9に示す定期的な水質分析及び汚泥性状分析等の内容を標準として測定及び分析を行い、その結果を記録し、本市に報告すること。
  - 3 受注者は、日常の維持管理及び異常発生時において、水質の総合的な把握、反応タンク内の状態把握、汚泥処理工程の状態把握等のために必要な水質・汚泥の分析等を自らの判断により別途行うこと。
  - 4 受注者は、計測機器等の維持管理を適正に行い、その測定値の信頼性を確保すること。また、消耗部品の交換等が必要となる場合は、メーカー推奨品を基準とすること。
  - 5 受注者は、計測用薬品の取扱いにあたっては、十分に注意して取り扱い、安全を期すこと。また、台帳等による在庫管理及び本市薬品庫等の施錠により、その厳重な管理を行い、盗難及び紛失等の防止を徹底すること。
  - 6 受注者は、常に分析室等の清掃を心掛け、計測用薬品及びガラス器具類の整理整頓に努めること。
  - 7 受注者は、実施における的確性が説明できるデータを記録、整理及び管理すること。

(事務業務の要求事項)(別紙10~12)

- 第33条 受注者は、本業務に関する打合せに出席し、業務の実施状況及び結果について報告すること。
- 2 受注者は、本業務の履行に当たり、別紙10に示す書類及び電子データを作成し、定められた期間内に提出すること。
  - 3 受注者は、別紙11のとおり帳票を設備台帳システムに登録すること。
  - 4 受注者は、別紙10、別紙12に示す書類等について管理すること。また、これらを外部に持ち出し、又は第三者へ提供する場合は、事前に本市の承諾を得なければならない。
  - 5 受注者は、本市が情報の提出を求めた場合、速やかにこれに応じること。

(その他業務の要求事項)(別紙13~14)

- 第34条 受注者は、建物(事務室、廊下等)の美化に努めること。
- 2 受注者は、土木建築付帯設備に異常があった場合、本市に報告すること。
  - 2 受注者は、場内整備に係る備品及び材料等の整理、整頓に努めること。
  - 3 受注者は、積雪による通行、車両の往来、本業務の実施への影響を最小限に抑えるよう、積雪状況に応じて、場内の軽易な除雪作業を行うこと。
  - 4 受注者は、消耗品及び備品等の保管場所を常に把握して、適正に管理を行うこと。なお、本業務の実施にあたって、本市が無償で貸与する備品等は別紙13に示すとおりとする。また、本市より貸与されたものは、帳票等により整理すること。ただし、受注者の過失により貸与品の破損が発生した場合、受注者が責任をもって対応すること。
  - 5 受注者は、本市によるモニタリング会議(原則として月1回)及び随時の協議・会議に、本市の要請に応じて出席すること。また、本市が実施する増設工事、改築工事、修繕工事、点検調査、安全パトロール等に、本市の要請に応じて立ち会うこと。なお、各種協議・週1回及び月1回の工程会議・工事への出席・立会い等に必要となる人員については、その規模及び内容により適宜配置すること。
  - 6 受注者は、本市の要請にしたがい、産業廃棄物の場外搬出作業の補助を行うこと。
  - 7 受注者は、小・中学校等の教育機関、自治体等から施設見学の依頼があった場合、別紙14のとおり対応すること。ただし、依頼受付は本市が行う。また、受注者は、施設見学にあたり、必要器具及び機材の準備、場直前の見学ルート安全性確認等を行うとともに、案内にあたっては、見学者数に応じて案内及び安全の確保に要する適切な人員の配置を行うこと。
  - 8 受注者は、他事業者の実施する関連業務が実施される場合、これら関係者に協力すること。また、受注者は、本市が自ら又は本市が指定する第三者が行う調査及び試験等に対して、これに協力すること。

(修繕業務の要求事項)

- 第35条 受注者は、機器及び設備の性能・機能が正常に発揮及び維持できるよう部品の交換、分解、整備及び調整等の適切な方法(以下「修繕」という。)により対応すること。また、修繕の実施内容、実施時期及び費用(以下「修繕内容等」という。)をまとめた修繕計画を本市へ提出することとする。
- (1) 突発的に必要となった修繕

受注者は、突発的に機器及び設備の性能・機能が正常に発揮しないことが明らかになった場合又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられた場合は、修繕を実施すること。

## (2) 計画修繕

受注者は、保守点検業務、ストックマネジメント計画に基づく調査業務、ストックマネジメント計画を基にした健全度の算出等により、劣化や性能低下がみられる機器及び設備について、性能・機能を維持するために計画的に修繕を実施すること。ただし、ストックマネジメント計画において更新又は長寿命化対策等の改築対象となっている機器及び設備は対象外とする。

### 2 修繕業務に係る金額の上限は以下のとおりとする。

#### (1) 1件当たりの費用の上限

1件当たりの費用の上限は200万円未満（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。なお、この上限を超える修繕が必要となった場合は、本市と受注者が協議する。

#### (2) 単年度当たりの費用の上限

単年度あたりの費用の上限は2200万円以下（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### 3 受注者は、修繕に使用する部品等は、機器及び設備の性能が低下しないように、原則として完成図書等によるものを使用すること。

### 4 受注者は、修繕を実施する場合、修繕内容及び費用等について1件ごと事前に本市へ提示すること。

また、本市が修繕内容等に変更を求めた場合は、受注者は本市と協議し、承諾を得たものについて修繕を実施すること。

### 5 受注者は、修繕の完了後、1件ごとに修繕内容等及び記録写真を記載した「修繕業務完了報告書」を本市に提出すること。

### 6 受注者は、修繕履歴を整理し、本市に提出すること。

### 7 受注者の責に帰する施設及び設備の故障、破損並びに不具合等に対する修繕は、受注者自らの負担により実施すること。

### 8 受注者は、修繕内容等の適正を説明するための資料又はデータ等を記録、整理及び管理すること。

#### (緊急対応業務の要求事項) (別紙15)

第36条 受注者は、緊急事態（事故、施設の異常・故障、異常発報等をいう。）により緊急的に点検が必要となった機器及び設備について、臨時点検を実施すること。

### 2 受注者は、本業務の点検等により対象施設に異常が見つかり、緊急的に修繕が必要であると判断された機器及び設備については、簡易修理又は修繕を実施すること。

### 3 受注者は、緊急対応の結果を、緊急対応報告書により本市に報告すること。

#### (災害対応業務の要求事項) (別紙16)

第37条 受注者は、災害（地震、火災、大雨、暴風、雷等をいう。）に備え、本市が策定した鶴岡市上下水道部災害対策マニュアル及び鶴岡市下水道業務継続計画の内容を十分に把握し、災害対応マニュアル等を整備すること。また、適宜見直しを行うこと。

### 2 受注者は、災害による緊急事態（事故、停電、施設の異常・故障、運転異常等をいう。）に備え、必要な人員を非常招集できる体制及び機材、車両等の調達方法を確立し、緊急事態時には適正な臨機の措置並びに対応をし、公共下水道事業として果たす住民サービスの低下並びに被害を最小限とするよう努めること。

### 3 事故又は災害等の発生のおそれがある場合、又は発生した場合は、本市と連携を密にして対応する

- こと。また、緊急の点検等の必要が生じた場合には、本市の指示に従い迅速且つ適正に対応すること。
- 4 受注者は、災害が発生した場合は、施設能力の範囲において適切な運転変更を行うなど、適宜適切に対応すること。ただし、本市が指示した場合は、その指示にしたがって運転方法の変更等の対応措置を行うこと。
  - 5 受注者は、災害対応にあたり、本市所有の機材、車両等を使用する場合は事前に本市の了解を得ること。
  - 6 受注者は、震度4以上の地震が発生した場合には緊急点検を行い、その結果を速やかに本市へ口頭及び書面にて報告すること。なお、緊急点検は複数人で行うこと。
  - 7 受注者は、災害対応が完了した際は、その結果を速やかに本市へ口頭及び書面にて報告すること。
  - 8 受注者は、定期的に災害を想定した対応訓練を計画し実施すること。また、その結果を本市に書面にて報告すること。

(ストックマネジメント計画策定業務の要求事項)(別紙17)

第38条 受注者は、本市が下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を目的として策定したストックマネジメント計画について、現行計画を見直し、以下の期間内に新たなストックマネジメント計画を策定すること。

(1) 令和11年度の交付金交付決定日から令和12年3月15日まで

(2) 令和16年度の交付金交付決定日から令和17年3月15日まで

2 受注者が実施する業務は以下のとおりとし、詳細は別紙17のとおりとする。

(1) 施設情報の収集・整理 (2) リスクの評価 (3) 長期的な改築事業シナリオの設定

(4) 点検調査の実施 (5) 修繕・改築計画の策定 (6) 申請書の作成

3 受注者は、別紙3のとおり照査技術者、管理技術者及び担当技術者を配置し、秩序正しく業務を行わせること。なお、管理技術者及び照査技術者にあつては各技術者届において、担当技術者にあつては業務計画書において、氏名及び経歴を記載した書類、健康保険証の写し、資格を証する書類の写しを添付すること。

(セルフモニタリング業務の要求事項)

第39条 本業務におけるモニタリングの構成は以下のとおりとする。

(1) 受注者によるセルフモニタリング

受注者は、業務実施状況及び業務実施結果について、業務実施計画書、別紙10の(7)毎月提出分に示す各種書類等、現地立会い等に基づき、本要求水準書及び技術提案の内容に適合しているか否かについて自ら確認すること。

(2) 本市によるモニタリング

本市は、受注者のセルフモニタリングの結果を踏まえ、受注者から提出された書面や会議体での報告を基に、受注者が本業務を確実に履行し、本要求水準書に規定した要求水準及び提案業務内容に適合しているか等、本業務の実施状況を確認する。本市が必要と判断した場合は、本市は現地の確認を行う場合がある。

なお、本市は、必要に応じて、本市及び受注者とは別の専門的知見を持つ第三者に、客観的かつ専門的な知見を加えたモニタリングを委託することができる。受注者は、本市が自ら又は本市が委

託する第三者が行うモニタリングに対して、これに協力すること。

- 2 受注者は、本業務の実施状況を自ら確認及び管理するため、セルフモニタリング計画を作成し、本市の承認を得たうえで、それに基づくセルフモニタリングを実施し、本市に報告すること。
- 3 受注者は、本市が開催するモニタリング会議に出席し、セルフモニタリングの結果について本市によるモニタリングを受けること。
- 4 本市によるモニタリングにより、受注者による業務実施状況及び業務実施結果が要求水準及び技術提案の内容に適合していない場合、第27条に示す措置を講じ、受注者はそれに応じること。
- 5 受注者は、実施における的確性が説明できるデータを記録、整理及び管理すること。

(消耗品等調達業務の要求事項) (別紙18～22)

第40条 受注者は、本業務に必要となる全ての物品等を自らの負担で調達すること。

- 2 受注者は、適正な品質及び規格の物品等を調達し、機器及び設備の運転、耐用年数等に影響を与えないようにすること。
- 3 受注者は、物品等の受け渡しを受け払い簿にて管理し、用途を明確にしておくこと。また、常に在庫数量等を把握して適宜適切に調達し、在庫不足、品質低下等により、施設運転等へ支障を与えないようにすること。
- 4 受注者は、物品等の調達計画を作成し、本市に提出すること。また、実績について、その品目、調達・使用日、用途、数量及び購入費等を一覧に整理し、本市に提出すること。
- 5 受注者は、緊急事態において調達業務が滞ることがないように支援体制等を整備すること。
- 6 受注者は、実施における的確性が説明できるデータを記録、整理及び管理すること。

(廃棄物管理業務の要求事項) (別紙23～26)

第41条 受注者は、廃棄物管理業務の履行に必要とする関係法令、関係省庁からの通達、その他関係書類等を熟知し、その定めるところにより業務を行うこと。

2 受注者は、廃棄物の種類毎に運搬・処分計画を作成し、本市の承諾を得たうえで業務を行うこと。

(1) 沈砂ピット等清掃運搬業務

各浄化センターの沈砂ピット及び分配槽等各槽内に堆積した沈砂等の清掃を行い、清掃した沈砂を本市が指定する産業廃棄物処分施設まで運搬すること。

(2) し渣清掃運搬処分業務

各浄化センターにおいて発生したし渣を鶴岡浄化センターし渣ホッパまで運搬すること。さらに、鶴岡浄化センターし渣ホッパに集約したし渣を鶴岡市クリーンセンターまで運搬し、処分を行うこと。

(3) 濃縮汚泥運搬業務

受注者は、湯野浜浄化センターから発生した濃縮汚泥を大山中継ポンプ場まで、受注者所有の運搬車両で運搬すること。また、小堅浄化センターから発生した濃縮汚泥を大山中継ポンプ場まで、羽黒浄化センターから発生した濃縮汚泥を鶴岡浄化センターまで、それぞれ本市所有の運搬車両で運搬すること。なお、受注者は、その調整を行うこと。

(4) その他

受注者及び本市が排出した一般廃棄物の処理を行う。また、受注者自ら（再委託を含む）が行う

業務により発生した産業廃棄物についても、自らの責任において適切に処理すること。

- 3 受注者は、廃棄物の運搬・処分に際して、本市が指定する運搬先との調整を行うこと。また、運搬量確認のための秤量立ち合い、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の整理及び管理を行うこと。
- 4 受注者は、廃棄物の運搬・処分の完了後、完了ごとに履行状況等を記載した報告書を作成し、本市に提出すること。
- 5 受注者は、廃棄物の運搬・処分の履歴を整理し、本市に提出すること。
- 6 受注者の責に帰する運搬車両等の故障、破損並びに不具合等に対しては、自らの負担により必要な措置を実施すること。
- 7 受注者は、実施における的確性が説明できるデータを記録、整理及び管理すること。

#### （施設管理業務の要求事項）（別紙27～40）

第42条 受注者は、電気保安管理、法定点検その他の施設管理業務の履行に必要とする関係法令、関係省庁からの通達、その他関係書類等を熟知し、その定めるところにより業務を行うこと。

- 2 受注者は、年間計画に基づいて適時適切に施設管理業務を実施し、業務仕様と同等以上のレベルを確保すること。
- 3 受注者は、施設管理業務において必要となる部品等の交換は、設備及び機器の性能が低下しないよう、原則として完成図書等によるものを使用すること。
- 4 受注者は、施設管理業務における点検結果等で異常が確認された場合は、速やかに本市に報告するとともに、修繕その他適正な処置を講ずること。
- 5 受注者は、施設管理業務を委託する場合、市内業者育成等の観点から地元業者の選定に配慮すること。
- 6 受注者は、実施における的確性が説明できるデータを記録、整理及び管理すること。

#### （環境整備業務の要求事項）（別紙41～46）

第43条 受注者は、適時、適切に環境対策を行うこと。

- 2 受注者は、臭気、騒音の発生等の環境影響被害を防止するため、設備の運転方法、保守点検、作業方法及び機能確認等を適切に行うほか、発生源又は敷地境界等では五感等により適宜状況を確認し、良好な環境を保全すること。
- 3 受注者は、異常が確認された場合は、速やかに本市に報告するとともに、効果的な改善策を実施すること。
- 4 受注者は、実施における的確性が説明できるデータを記録、整理及び管理すること。

#### （汚泥資源化施設維持管理業務の要求事項）（別紙45）

第44条 受注者は、汚泥資源化施設について、第30条から前条までに定める業務を行うこと。詳細は別紙45に示すとおりとする。

## 第4章 施設機能確認

### （業務着手前の機能確認）

第45条 受注者は、令和9年2月28日までに、対象施設の現在有する機能を示す「施設機能確認書（業務着手前）」を作成し、本市に提出すること。「施設機能確認書（業務着手前）」の対象とする設備及び同書の取り纏め方法等については、本市と協議するものとする。

- 2 本市及び受注者は、双方立会いのもと、履行開始日の前日までに「施設機能確認書（業務着手前）」により機能確認を行う。
- 3 受注者は、前項の機能を確認の後、その確認結果を「施設機能確認書（業務着手前）」に記載し、確認終了日を含む14日以内に本市に提出し、承諾を受けなければならない。
- 4 当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、双方協議し、速やかに必要な処置を講じる。なお、受注者の損害が認められる場合については、発注者は必要な費用を負担しなければならない。

### （業務実施期間中における機能確認）

第46条 本市及び受注者は、必要があると認めるときは業務実施期間中の随時、相手方に対し施設の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合において、本市及び受注者は、双方立会いのもと、速やかに機能確認を行う。

- 2 受注者は、前項の確認結果を「施設機能確認書（業務実施期間中）」に記載し、確認終了日を含む14日以内に本市に提出し、承諾を受けなければならない。
- 3 当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、双方協議し、速やかに必要な処置を講じる。なお、その原因が受注者による場合については、受注者は自らの負担で対応しなければならない。

### （契約終了時の機能確認）

第47条 本市及び受注者は、双方立ち会いのもと、令和19年2月15日から2月28日までに確認書により機能確認を行う場合がある。

- 2 本市及び受注者は、契約解除によりこの契約が終了したときは、契約終了日を含む14日以内に、双方立会いのもとで確認書により機能確認を行う場合がある。
- 3 受注者は、第1項又は第2項の確認結果を「施設機能確認書（契約終了時）」に記載し、確認終了日を含む14日以内に本市に提出し、承諾を受けなければならない。
- 4 受注者は、当該機能確認の結果、所定の機能が受注者の責めに帰すべき理由により確保されなるときは、自らの負担で本市に損害賠償しなければならない。

## 第5章 業務書類

(事業実施計画書及び業務実施計画書)

第48条 受注者は、業務提案書の内容を記載した事業実施計画書及び事業実施計画書を基に年間・月間計画を示した業務実施計画書を作成して本市に提出し、確認を受けるものとする。

2 事業実施計画書に記載する主な事項は、以下のとおりとする。

- (1) 業務実施方針
- (2) 業務実施体制（組織体制、人員配置計画、業務従業者調書、有資格者配置計画及び緊急連絡体制表を含む。）
- (3) 安全衛生管理体制
- (4) 保守点検業務実施計画（日常点検簿、定期点検簿を含む。）
- (5) 運転操作監視業務実施計画
- (6) 水質・汚泥試験業務実施計画
- (7) 修繕業務実施計画
- (8) 緊急対応業務実施計画
- (9) 災害対応業務実施計画
- (10) スtockマネジメント計画策定業務実施計画
- (11) セルフモニタリング業務実施計画
- (12) 消耗品等調達業務実施計画
- (13) 廃棄物管理業務実施計画
- (14) 施設管理業務実施計画
- (15) 環境整備業務実施計画
- (16) 汚泥資源化施設維持管理業務実施計画
- (17) 各種訓練・現場研修実施計画
- (18) コスト縮減実施方針
- (19) エネルギー使用量削減実施方針
- (20) その他必要な事項

3 業務実施計画書に記載する主な事項は、前項(4)～(16)の年間及び月間の計画とする。

4 受注者が事業実施計画及び業務実施計画の変更を希望する場合、受注者は、変更希望日の7日前までに変更理由及び変更内容を本市に書面で提出するものとする。

(業務報告書)

第49条 受注者は、業務の履行にあたり、別紙10に示す書類（以下「業務報告書」という。）を本市に提出しなければならない。

2 受注者は、業務年間報告書の提出にあたっては、業務提案書に提案した事項に関する達成状況の客観的な評価について本市に報告しなければならない。なお、評価が未達成の場合にあつては、次年度に確実に達成できる実現化方策等の提案を含めること。

(業務報告書の管理)

第50条 受注者は、前条に定める業務報告書及び業務の履行にあたり作成した書類等を常に責任をもって管理し、本市から提出を求められた場合、速やかに提示しなければならない。

2 受注者は、前項の業務報告書及び業務の履行にあたり作成した書類等について、それらを外部に持ち出し、又は第三者へ提供する場合、事前に本市の承諾を得なければならない。

## 第6章 その他の事項

### (施設等の使用)

- 第51条 受注者は、業務の履行にあたり必要と認められる事務室、休憩室、更衣室、浴室等（以下「事務室等」という。）について、契約期間中は無償で使用することができる。使用期間中における管理責任者は総括責任者とし、事務室等の整理、整頓を心がけ、定期的に清掃を実施すること。
- 2 受注者は、施設等の形質を変更してはならない。ただし、あらかじめ書面にて本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
  - 3 受注者は、施設等を使用し、受注者の責任で棄損、汚損等があった場合、自らの負担で弁償しなければならない。
  - 4 受注者は、施設等の使用を終了する場合、自らの負担で本市が指定する期日までに原形に回復して、本市に返還しなければならない。
  - 5 業務に直接係る電気代は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。
  - 6 施設内は禁煙とする。

### (物価の変動等に基づく業務委託費の変更)

- 第52条 発注者又は受注者は、業務事業期間内において、契約締結の日から12ヶ月を経過した後ごとに、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託費の変更を請求することができる
- 2 予期することのできない特別な事情により業務実施期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、相手方に対して業務委託費の変更を請求することができる。
  - 3 発注者又は受注者により前2項の請求があったときは、双方協議のうえ、その額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知するものとする。
  - 4 各年度の薬品調達業務に係る費用の実績が別紙11の表-8に定める金額に対して1,000分の50を超えて増減した場合、発注者又は受注者は、業務委託費の変更を請求することができる。なお、受注者の創意工夫、業務の効率化による費用の削減である場合の業務委託費の変更額は、削減額から、表-8に定める金額の1,000分の50の額を差し引き、2分の1を乗じた額とし、それ以外の場合の変更額は、増減額から表-8に定める金額の1,000分の50の額を差し引いた額とする。

### (業務完了後の措置)

- 第53条 受注者は、業務完了時において、使用を承諾された貸与品及び施設等について、自らの負担で本市が指定する期日までに原形に回復して、本市に返還しなければならない。
- 2 受注者は、後任受注者が業務を支障なく遂行できるよう、必要な措置を取らなければならない。
  - 3 受注者は、業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。これにより受注者が作業を実施する場合、その作業に係る経費は、原則受託者の負担とする。

(受注者による効率化方策の提案)

第54条 受注者は、処理場・ポンプ場の効率的管理又はユーティリティーの削減等に対しての方策に関し、本市へ提案をすることができる。

2 本市は、受注者から前項の提案がなされた場合は、受注者と協議し、必要に応じてその方策を反映するものとする。

(受注者による設備の設置又は改良の提案)

第55条 受注者は、業務の効率的かつ効果的な遂行を図るため、自らの責任と負担により、設備の設置及び既存設備の改良を本市に対して提案することができる。

2 本市は、受注者の提案内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を受注者に通知するものとし、承諾された場合は受注者がその改良を行うものとする。

3 受注者は、提案に基づく改良を行った場合は、その概要を本市に報告するものとする。

4 契約終了時の取り扱いについては、本市及び受注者双方が協議のうえ、定めるものとする。

(公益確保の義務)

第56条 受託者は、本業務の実施にあたって公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

(業務従事者の服装等)

第57条 受注者は、業務従事者に受注者の社員であることを明示する統一の作業着を着用させること。また、帽子、ヘルメット、靴その他安全用具についても着用を怠らないこと。

2 受注者は、業務中の態度等についても、地域住民及び外部からの来訪者等から不適切と指摘を受けることが無いようにしなければならない。

3 受託者は、礼節を守り、秩序正しく、言動及び身だしなみに注意するとともに、地域住民及び外部からの来訪者に対して親切、丁寧を心掛けて迅速に行動しなければならない

(疑義等)

第58条 本業務要求水準書に疑義等が生じた場合は、本市及び受注者が協議のうえ、定めるものとする。